

筑紫野市ホームページ広告掲載取扱要領

平成22年1月26日
要領第2号

（趣旨）

第1条 この要領は、筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱（平成22年筑紫野市要綱第1号。以下「要綱」という。）に基づき、筑紫野市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理し、及び運営するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像であつて、要綱第9条に規定する広告主（以下「広告主」という。）が指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告の範囲）

第3条 市ホームページに掲載することができる広告はバナー広告とし、バナー広告及びリンク先のホームページの内容は要綱第3条に規定する掲載の基準を満たすものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げるバナー広告は、市ホームページに掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
- (2) 市の情報と錯誤するおそれのある表現又は画像を使用したもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをするおそれ又は閲覧者の誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 実際に機能しないもの

（規格）

第4条 市ホームページに掲載する広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像の大きさ 縦65ピクセル、横170ピクセルとする。
- (2) 画像の形式 G I F 形式又はJ P E G形式で、静止画像とする。

第4編 行政情報（筑紫野市ホームページ広告掲載取扱要領）

（掲載の位置）

第5条 広告の掲載の位置は、市ホームページのトップページにおいて市長が指定する位置とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、市ホームページの運営上支障があると認めるときは、広告を掲載する位置を変更することができる。

（掲載の期間）

第6条 広告の掲載の期間は、1月単位とし、広告主が複数月の広告の掲載を希望する場合は、市長は、当該掲載を認めることができる。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

（広告掲載枠の売渡し）

第7条 市長は、広告代理店に市ホームページの広告掲載枠を直接売り渡すことができる。

（掲載の中止等）

第7条の2 前条の場合において、広告代理店に市ホームページへの広告の掲載を依頼したもの（以下「広告依頼者」という。）が要綱第7条第2項各号のいずれかに該当するときは、市長は市ホームページに当該広告を掲載しないものとする。

- 2 広告代理店を通して市長から間接的に広告の掲載の承認を受けた広告依頼者が、広告の掲載後に要綱第7条第2項各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長は当該広告の掲載を中止するものとする。

（免責事項）

第8条 広告主は、次に掲げる事項により一定期間広告が掲載されない場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載料の返還、損害の補償等を市に請求しないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等に対して市が行う点検、修理、補修、改良等による停止

(2) 地震、水害、落雷等の天災若しくは火災、停電、第三者による不正アクセスその他の市の責めに帰すことができない理由によるサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

第4編 行政情報（筑紫野市ホームページ広告掲載取扱要領）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要領の規定による市ホームページへの広告の掲載に関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成23年5月19日要領第5号）

（施行期日）

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に市長又は広告代理店に広告掲載の申込みをしたものについては、なお従前の例による。